

平成 27 年第 2 回訓子府町議会臨時会会議録

○議事日程

平成 27 年 3 月 25 日（水曜日）

午前 9 時 40 分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名（2 名）
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 28 号 訓子府町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 第 4 議案第 26 号 平成 26 年度訓子府町一般会計補正予算（第 12 号）について
- 第 5 議案第 27 号 平成 27 年度訓子府町一般会計補正予算（第 1 号）について

○出席議員（１０名）

1 番 小 林 一 甫 君
 3 番 西 山 由美子 君
 5 番 上 原 豊 茂 君
 7 番 工 藤 弘 喜 君
 9 番 山 本 朝 英 君

2 番 佐 藤 静 基 君
 4 番 安 藤 義 昭 君
 6 番 橋 本 憲 治 君
 8 番 河 端 芳 恵 君
 10 番 余 湖 龍 三 君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	佐 藤 明 美 君
総 務 課 長	森 谷 清 和 君
企 画 財 政 課 長	伊 田 彰 君
町 民 課 長	八 鍬 光 邦 君
福 祉 保 健 課 長	渡 辺 克 人 君
農 林 商 工 課 長	村 口 鉄 哉 君
建 設 課 長	佐 藤 正 好 君
上 下 水 道 課 長	遠 藤 琢 磨 君
会 計 管 理 者	佐 藤 純 一 君
教 育 長	林 秀 貴 君
管 理 課 長	山 内 啓 伸 君
社 会 教 育 課 長	山 本 正 徳 君
社会教育課業務監	元 谷 隆 人 君
幼稚園・保育園・子育て支援	
センター事務長・児童センター長	中 山 信 也 君
図 書 館 長	三 好 寿 一 郎 君
農業委員会事務局長	竹 村 治 実 君
教 育 委 員 長	飯 田 洋 司 君
監 査 委 員	山 田 稔 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	森 谷 勇 君
議 会 事 務 局 係 長	本 庄 朋 美 君

開会 午前 9時40分

◎開会の宣言

○議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

多少前段会議が延びましたので、定刻ではございませんけれども、ただいまから、平成27年第2回訓子府町議会臨時会を開会いたします。

◎議会運営委員長の報告

○議長（橋本憲治君） 工藤議会運営委員長から本日の議会運営について、報告をいただきます。

○議会運営委員長（工藤弘喜君） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいま議長からのご指示がありましたので、議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日の午前8時45分から議会運営委員会を開催いたしまして、平成27年第2回臨時町議会の運営について協議をいたしました。

本臨時会に町長から提出されている議案は3件であります。

なお、本臨時会については、町長からの行政報告はありませんので、平成27年第2回臨時町議会招集の挨拶を受けることとなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、会期につきましては、本日1日間といたします。

また、議事日程につきましては、お手元に配付の資料のとおりでありますので、ご覧になっていただきたいと思います。

以上のとおり議会運営委員会で決定いたしましたので、議員並びに説明員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会からの報告とさせていただきます。

以上であります。

○議長（橋本憲治君） ご苦勞様でございました。

◎開議の宣告

○議長（橋本憲治君） 本日の出欠報告をいたします。

本日は全議員の出席であります。

なお、清井農業委員会会長及び仁木選挙管理委員長から本日欠席する旨の報告がありました。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長（橋本憲治君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、ご報告申し上げます。

本臨時会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本臨時会に町長から提出されております議件につきましては、議案が3件でございます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（橋本憲治君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により議長において、２番、佐藤静基君、３番、西山由美子君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（橋本憲治君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日１日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は１日間と決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（橋本憲治君） ここで、本臨時会招集にあたり、菊池町長からご挨拶がございましたので、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） 改めて、おはようございます。ただいま、議長のお許しをいただきましたので本臨時会招集のご挨拶を申し上げます。

朝方の全員協議会に引き続きの第２回臨時町議会の招集をさせていただきましたところ、全員のご出席をいただき厚くお礼を申し上げるものでございます。

しかも年度末ということで、私も町長に就任して８年になりますけども、３月末ぎりぎりの、こうした臨時議会を招集させていただくというのは記憶にございません。引き続きよろしくお願いしたいと思います。年度末ということもございまして、各学校の異動もかなりございまして、とりわけ身近なことで言いますと訓子府小学校の佐藤校長が網走のほうへ、訓子府中学校の高橋校長が北見のほうへ栄転されることになったり、あるいは一般教諭や事務職員も異動ということを知っているところでございます。

さて、本臨時町議会につきましては、主に国の補正予算に係る平成２６年度予算と平成２７年度予算の補正、また関連条例の改正を提案させていただいているところでございます。

それでは、本臨時町議会に提案しております概要を申し述べましてご理解を賜りたいと存じます。

はじめに、平成２６年度の一般会計の補正予算案についてでございます。

先ほども申し上げましたが国の平成２６年度補正予算関連では、大きく二つの交付金事業がございまして、一つ目が「地方創生先行型の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」関連であります。

総務費では、バス通学定期運賃補助金の追加。

民生費のうち、乳幼児等医療費助成事業では、助成対象を中学生まで拡大、常設保育所運営事業では、保育補助員２名の配置と第２子、第３子以降の保育料軽減措置の拡充にかかる追加補正。

教育費においても、幼稚園運営事業関係で支援員３名の配置と、保育所と同様に第２子、第３子以降の保育料軽減措置の拡充に係る追加補正を行うなど、一部、平成２７年度当初予算計上分の前倒しを含みますが、子育て支援の充実を目指した予算の補正を提案しております。

二つ目でございます。「地域消費喚起型の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」関連で、商工費に、商工会が行うプレミアム率３０％のプレミアム付商品券発行事業助成金、対象工事費を２０万円から１０万円まで緩和した住環境リフォーム促進事業補助金を計上し、町内の消費喚起や町民の生活支援策を講じてまいります。

国の補正予算関連以外では、総務費では、特別交付税の交付決定に伴い、歳入補正を行っておりますが、補正予算にかかる財源充当した後の残りを社会資本整備基金のうち教育に基金積み立てすることとし、土木費では、この冬、数日間ごとにたびたび大雪や吹雪が発生し、しかも一度の降雪量が多いことから、除排雪出動回数が増加し、現行予算に不足が生じる見込みのため、町道除排雪事業関連予算の追加。

以上、一般会計総額で１億２，１１３万６千円の追加補正、さらに国の交付金事業に関しては、繰越明許費の補正を提案させていただいております。

次に、平成２７年度の一般会計補正予算でございますが、平成２６年度補正予算で、平成２７年度予算の前倒しを行うことに伴い、総額で２，２５９万９千円の減額を提案させていただいております。

次に、条例改正でございますが、乳幼児等医療費助成の対象を中学生まで拡大することに伴い、訓子府町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を提案させていただいております。

以上、提案させていただいている３件の議案の詳細につきましては、副町長または担当課長から説明させますので、ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。本臨時議会招集のご挨拶とさせていただきます。

◎議案第２８号、議案第２６号、議案第２７号

○議長（橋本憲治君） この際、日程第３、議案第２８号、日程第４、議案第２６号、日程第５、議案第２７号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第２８号 訓子府町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） おはようございます。それでは、議案書の１１ページをお開き願います。

議案第２８号 訓子府町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

訓子府町乳幼児等医療費の助成に関する条例（平成１６年条例第１６号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

今回の改正の趣旨は、乳幼児等医療費助成事業において、平成２４年８月から小学生まで初診時一部負担金のみで医療が受けられることになっておりますが、今年の８月から、この対象範囲を中学生まで拡大しようとするものであります。

それでは、記以下について、説明させていただきます。

訓子府町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

訓子府町乳幼児等医療費の助成に関する条例（平成１６年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号中「満１２歳」を「満１５歳」に改める。

第２条の改正につきましては、用語の定義を定めておりますが、現行の第１項第１号では、『乳幼児等』とは、満１２歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の３月３１日までの者をいう」とある規定を改正案では、『乳幼児等』とは、満１５歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の３月３１日までの者をいう」に規定を改めるものであります。

次に、附則であります。

第１項では、施行期日の定めであります。この条例は、平成２７年８月１日から施行するものであります。

第２項では、経過措置を定めておりますが、この条例の施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例によるものでございます。

以上、訓子府町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第２６号 平成２６年度訓子府町一般会計補正予算（第１２号）についての提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） １ページの議案第２６号、ちょっと議案の一部訂正がございましたので、先に説明させていただきたいと思えます。

まず、２ページ目の一番下の表の下から２行目ですけれども、７款の商工費とありますが、その隣の項が「商工業振興費」となっていますけれども、これを「１ 商工費」に訂正していただきたいと思います。申し訳ありませんでした。

それでは早速、議案第２６号の説明に入りたいと思えます。

平成２６年度訓子府町一般会計補正予算（第１２号）の説明になりますけれども、まず、第１条では、歳入歳出それぞれ１億２，１１３万６千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ４５億１，４１９万６千円とするものでございます。

第２項にありますように、この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第１表のとおりでございますけれども、これについてはご覧いただくこととしまして、この詳細につきましては、３ページ以降の事項別明細書の中で説明させていただきます。

次に、その下の第２条でございますけれども、第２条は、繰越明許費について定めております。その内容は次のページの一番下の表の第２表により説明をさせていただきます。

それでは、2ページになりますけれども、2ページの一番下の表の繰越明許費のところでございますけれども、まず、前段で若干説明させていただきますけれども、今回の繰越明許費の補正予算は、前の全員協議会の中でも若干概要を説明させていただいておりますけれども、国が示しております「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」というのがございますけれども、これを実現するために、平成27年度内に事業をまとめて、平成32年度までの5か年計画を策定するという、基本的な方向を示すということで、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取り組みに対しまして交付金が創設されるという、先ほど町長の挨拶の中でも若干ありましたけれども、それが本元でございまして、今回はその前倒し、計画を立てておりませんので、前倒しともいえると思いますけれども、緊急経済対策としまして、地域消費喚起・生活支援型と、それと地方創生先行型の、先にやるという、先行型のソフト事業に対して、平成26年度の補正予算で交付金があたるということになったものでございまして、今回それについての補正をさせていただくというものが、主なものでございます。

地域消費喚起・生活支援型の事業としましては、表の7款、商工費の商工業振興対策一般事業として1,680万円、そして、地方創生先行型事業では、子育て支援事業として、2款の総務費の地方交通対策事業で1,110万2千円、それとその下の3款の民生費で乳幼児等医療費助成事業561万6千円、それとその下の常設保育所運営事業で、1,301万8千円、それと一番下の10款になりますけれども、教育費の幼稚園運営事業で1,094万5千円、これら合計しまして、5,748万1千円を繰り越しようとするものでございます。この詳細については、この後の事項別明細の中で説明させていただきたいと思います。

それでは、3ページ以降の事項別明細書の説明になりますけれども、まず、これにつきましても歳出を中心に先に説明させていただきたいと思いますので、4ページをお開き願いたいと思います。

まず、上の表になります。

2款、1項、1目の一般管理費の事業区分、各種基金積立金では、これは後で歳入のところでも説明させていただきますけれども、一昨日、特別交付税の追加分7,165万5千円が確定しましたので、その内、今回の補正の財源調整を行った後の残額6,209万2千円を社会資本整備基金に積み立てるというものでございます。

次に、その下の8目の企画費の事業区分、地方交通対策事業では、これは、バス通学の定期運賃に対する補助で1,110万2千円の追加をするものでございます。これは地方創生の先ほど言いましたように先行型の事業ということになります。

次に、その下の3款の民生費、2項、1目の児童福祉総務費の事業区分、乳幼児等医療費助成事業の扶助費の医療費助成では、単独事業で現在小学生までの通院分を対象としておりましたけれども、これを中学生までに拡大するということにしまして、扶助費の医療費助成466万1千円を追加するというものでございます。また、その上の委託料につきましては、この拡大に伴うシステムの改修を行うということで95万5千円を計上しているものでございます。これについても地方創生の先行型の事業ということです。

次に、その下の3目の児童福祉施設費の事業区分、これは常設保育所運営事業の賃金で、臨時保育士というところですけども、これは特に支援が必要な子どもに対しまして専任の

補助員2名を配置するということとしまして372万6千円の追加で、その上の共済費61万円につきましては、この賃金に付随するというものでございます。これについても地方創生の先行型の事業ということになります。

続いて、その下の負担金、補助及び交付金の多子世帯保育料応援補助金では、現在の幼稚園・保育園の保育料では、2人以上通園している場合、第2子が半額、第3子以降が無料というかたちになってございますけども、この第1子の基準を就学前から小学6年生までに拡大するということになります。さらに第2子の保育料を2分の1を3分の1にする、第3子以降は無料、現行との差額を補助するというもので868万2千円を計上しているものでございます。これについても先行型の事業となります。

次のページになりますけども、5ページ、上の表の7款、1項、2目の商工業振興費の事業区分、商工業振興対策一般事業の負担金、補助及び交付金の欄ですけども、住環境リフォーム促進事業補助金では、住民が町内登録業者を利用して住環境のリフォームを行ったという場合の工事費の一部を補助するものでございまして、これはメロンスタンプ商品券で助成するものですが、これは今、補助率は事業費に対しての20%ということになっております。しかし、上限につきましては、今までと同様20万円が上限です。20%を掛けた後の限度額が20万円、そして下限が4万円でございますけども、今回2万円に範囲を広げるという、事業費でいけば20万円から10万円までに、事業費ベースでいけば10万円になるということに拡大することで600万円を追加しております。これにつきましては、地域消費喚起の生活支援型の事業ということになります。

その下の、プレミアム付商品券発行事業補助金では、これは今回はプレミアム率30%で発行総数7,200セット、事業費でいきますと4,680万円ということになります。事業におけます住民の方が購入する総額では3,600万円、それに30%分を上乗せするというので3,600万円の30%で1,080万円、これを計上しているものでございまして、これにつきましても地域消費喚起・生活支援型というような事業になります。

次に、真ん中の表の8款、3項、2目の道路維持費の事業区分でございますけども、町道除排雪事業、これにつきましては、これだけは地方創生の事業とは全然関係がないということで単独でございますけども、先ほど前段で町長がご説明しましたように、今年皆さんご存じのように町道の除排雪につきましては、3月に入ってから毎週のように雪が降っているということがございまして、3月の前回の定例会で補正したところですが、それでも不足をしたということもございまして、賃金の臨時作業員分で26万3千円の追加、そして、その下の除排雪機械借上料で130万円を追加するというものでございます。

次に、一番下の表の10款、4項、1目の幼稚園費の事業区分、幼稚園運営事業の賃金になりますけども、これにつきましても支援が必要な子どもに対する専任補助員、ここは3名を配置するということにしまして554万5千円を追加しているものでございます。また、その上の共済費については、これに付随する共済費ということで84万8千円になります。これは地方創生の先行型の事業ということです。

その下の負担金、補助及び交付金の多子世帯保育料応援補助金、これは前段で説明した保育園の軽減等と同じですけども、455万2千円の計上となっております。これにつきましても、地方創生の先行型の事業ということです。

次に、3ページに戻っていただきまして、歳入になります。

歳入の一番上の表ですけども、9款、1項、1目、地方交付税の右側になりますけども、特別交付税でございまして、今回は1億7,165万5千円の額が既に確定されたということがございまして、既に当初予算では1億円を計上してございますので、その差額7,165万5千円を追加するというものでございます。

次に、その下の13款、2項、5目の総務費国庫補助金、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型、これでは先ほど説明しましたバス通学定期運賃補助金、乳幼児等医療費助成、保育園の臨時保育士の部分、それと保育料軽減の部分、それと幼稚園保育補助員と幼稚園保育料の軽減の分で合計で3,031万3千円の計上となっておりまして、

その下の6目の商工費国庫補助金では、これは先ほどいいました長い名前の地域消費喚起型でございまして、プレミアム付商品券と住環境リフォームの補助金で1,457万9千円でございまして、

次に、3段目の表の14款、2項、7目の商工費道補助金、これはプレミアム付商品券に道費も補助することになりましたので、道費の部分では、先ほどいいました住民が購入する額というのは3,600万円ございましたけれども、その道費では5%分をみますよということになりましたので、5%分の180万円を収入として計上しているものでございます。

次に、4段目の表の、一番下の表の17款、1項、5目の鉄道跡地整備等基金繰入金につきましては、歳出のところでも説明しましたバス通学定期運賃補助の事業費と交付金との差額278万9千円を追加するものでございます。これは地方創生先行型のほうの財源調整というかたちになります。

最後に、別に配布しております「資料1」というのを見ていただきたいと思いますけども、1枚ものでございます。これは財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）の表になりますけれども、今回の補正の結果、一般会計の平成26年度末の保有見込額は、この表の一番右側の下から4行目、42億3,068万2千円ということになります。

以上、平成26年度訓子府町一般会計補正予算（第12号）の内容について、説明させていただきましたので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第27号 平成27年度訓子府町一般会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を求めます。議案書7ページでございます。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 続きまして、議案書7ページになりますけども、この平成27年度補正予算につきましては、前段で今説明しました地方創生の先行型の取り組みによる事業のうち、当初予算で計上していた分、先取りしましたので、この分を減額をしようとする分で27年度予算を補正させていただくものでございます。

議案第27号 平成27年度訓子府町一般会計補正予算（第1号）の説明を申し上げます。

まず、第1条では、歳入歳出それぞれ2,259万9千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ39億8,380万1千円とするものでございます。

第2項にありますように、この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表のとおりであります。これについてはご覧いただくこととし、この後の9ページ以降の事項別明細の中で説明させていただきたいと思います。

まず、10ページをお開きいただきたいと思いますけれども、歳出になります。これの一番上の表になります。

2款、1項、8目の企画費の事業区分、地方交通対策事業の負担金、補助及び交付金、バス通学定期運賃補助金でございますけれども、これは地方創生の先行型の事業ということで、先ほど説明した部分になりますけれども、27年度の予算から1,110万2千円全額を減額する、26年度にもっていったということでございます。

次に、真ん中の表になりますけれども、3款、2項、1目の児童福祉総務費の事業区分、乳幼児等医療費助成事業では、これ現行制度を先ほど言いました中学生までに拡大したという事業ですけれども、これは地方創生の先行型の事業ということになりますけれども、現行の小学生までの医療費分294万円を減額するというものでございます。その下の3目の児童福祉施設費の事業区分、常設保育所運営事業では、これは支援が必要な子どもに対する支援員配置費用でございます。これも地方創生の先行型の事業で実施するというもので、臨時保育士の分の一部の賃金186万1千円とそれに付随する共済費で30万3千円の減額ということになります。

次に、一番下の表の10款、4項、1目の幼稚園費の事業区分、幼稚園運営事業では、これは保育園同様に、支援が必要な子どもに対する支援員配置費用を先行型の事業で実施するために、賃金で554万5千円、それとそれに付随する共済費84万8千円を減額するというものでございます。

次に、9ページに戻っていただきまして、これは歳入になりますけれども、17款、1項の基金繰入金では、今回の補正の財源調整としての計上になります。

最後に、これも別に配布しております「資料2」というものがあると思っておりますけれども、先ほどと同じような表で、資料2と書いてあるやつですけれども、財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）ですけれども、今回の補正予算の結果、一般会計の基金保有見込額につきましては、一番右側の下から4行目にありますように40億8,131万7千円というふうになっているものでございます。

以上、平成27年度訓子府町一般会計補正予算（第1号）の内容について、説明をさせていただきましたけれども、ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより一括議題の議案第28号、議案第26号、議案第27号について、質疑、討論、採決を行います。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

まず最初に、議案第28号の質疑を許します。議案書11ページでございます。訓子府町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

ご質疑ございませんか。

3 番、西山由美子君。

○3 番（西山由美子君） 3 番、西山です。条例は 27 年 8 月 1 日から施行ということですが、その時点の対象者の人数がわかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 対象者の人数ということでございますけども、中学生でございまして、現在の中学 1 年、2 年、それと小学 6 年生の人数でございまして、153 名となっております。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第 28 号の質疑を終了いたします。

次に、議案第 26 号の質疑を許します。平成 26 年度訓子府町一般会計補正予算（第 1 号）についてであります。

ご質疑ございませんか。

8 番、河端芳恵君。

○8 番（河端芳恵君） 5 ページのプレミアム付商品券のことでお伺いいたします。これの事業費として 1,080 万円ありますが、先ほどの説明の中で、商品券の発行金額として 4,680 万円、今回は 30% のプレミアムがつくということで、この辺の 1,080 万円の具体的な内容をお知らせください。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） プレミアムの 1,080 万円の詳細を説明させていただきます。まず、充当財源としては、900 万円が国からの消費喚起の部分ということであります。900 万円については、3,600 万円掛ける 25% で 900 万円、それから 3,600 万円の 5% が道の消費喚起分の上乗せということになりますので 180 万円、合計で 1,080 万円ですので、原資が 3,600 万円でありますので、3,600 万円プラスプレミアム分の 1,080 万円が 4,680 万円というような事業費になります。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

10 番、余湖龍三君。

○10 番（余湖龍三君） 10 番、余湖です。一つだけ、今話が出ていましたプレミアム付商品券のことなんですけども、これ数字のことはわかるんですけども、これは方法としては、この 4,680 万円については、取り扱いはすべて商工会に委託するというようなことで考えていると思うんですけども、これ商品券ですので、商品券を印刷する経費とか、そういうのは、この中にはみられていないんですけども、これについては、どれぐらいの数字をみていて、どこが負担するようなことになっているのか、お知らせください。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 事務経費のお話だと思いますので、総額については当初この事業において、事務局といろいろ協議をさせていただいて、金額がいろいろ出てきております。基本的な考え方として、事務経費については、今回の交付金では、誠に申し訳ないんですけども、みないで考えています。その分については、商工会の自助努力をお願いしたいと考えております。その金額についても、なるべく商工会の負担にならないような

かたちで印刷費、それから印刷の紙、含めて現在のところ町で負担をしようということで考えているところです。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） ということは、今の返答でいけば、印刷費並びに紙については、町のほうで、それにかかる金額は用意するということによろしいですか。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 今のところ最終的に今日決まってからの話でありますので、現時点での打ち合わせのところでは、周知に関わる部分については町のほうで、商品券の印刷については商工会でお願いしようということで考えております。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

8番、河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 今のプレミアム付商品券の件ですが、これ商工会にお任せするということですが、対象の店舗だとか、期間的なことだとか、それから商品券を交付する販売ですか、それなどについては、今までの経験を踏まえて、どのような申し入れをお考えでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 詳細をちょっと説明させていただきます。配付セットは副町長のほうから説明しましたとおり7,200セット。考え方として、使用期間については4月から12月、2期ということで、第1期と第2期を想定しております。第1期については4月から7月、第2期については8月から12月の2期ということで、1期については半分の3,600セット、2期にも同じように3,600セットということで考えております。

それと対象の商店については、今回については、商工会員以外、例えば現在建設されています2店、それと名前言っているのかちょっとあれですがAコープ、それとあと特質的な部分でいきますと、考えているのは夢ミールということで、商工会員としてでない部分についても広く対象となるように考えているところであります。

○議長（橋本憲治君） 5番、上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 今、内容についての説明がありましたけれども、先ほど余湖議員が質問した内容で確認なんですけれども、例えば周知ですとかプレミアム券の作成費用等については、どの程度の予算をみているのか。今説明あったように商工会員以外の活用といいますか、それも見込んでいるということになると、先ほど券の作成については商工会でとなると、ちょっと負担バランスの問題があるのかなというふうにも感じたところですけども、その辺についての考え方はどうなっているのか説明いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 今回のプレミアム付商品券については、第1期分については、期間が非常に短い。今日、補正予算提案させていただいて議決されてから周知するようなかたちになります。周知方法についてもかなり厳しい状況にあるというふうには考えております。この事業を踏まえて最大限努力して、いろいろな方法を利用して周知はしていきたいというふうに思っています。その一環として、いろんなかたちでやるために、例えば町の広報に折り込む。要するに申込用紙を町の広報誌に折り込みするということで、

基本的には全世帯にまず回るというふうに思っております。そういう意味で、町民のほうの周知については、行政側が最大限努力すると。お店の部分の周知については、商工会にお願いするというので、えり分けを考えております。あと負担の関係なんですけども、細かい金額の協議はこれからということで考えております。ですので余湖議員が質問された内容については周知関係が行政、それから商品券、1千円券とか500円券とかって商品券あるんですけども、その印刷に関わる部分については商工会、それと関係するお店については商工会で周知をお願いするというようなえり分けで考えております。金額的には本当に申し訳ないんですけど、現時点では、どのぐらいかかるという話はちょっと今のところはまだ詳細が出ていないというのが実態であります。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 緊急な状況の対応ということで、いろいろなかたちで負担がかかるのかなというふうに思いますけど、最後にありました商工会員以外の方々の利用もできるということになると、その辺の券の作成上の費用がどの程度かかるかわかりませんが、そのプレミアム券の活用によって、消費、いわゆる商品販売につながるという点では、そういう対象の人たちからの負担も十分考慮していく必要があると思いますので、非常に短い時間で大変でしょうけども、その辺のことも十分な商工会との協議の中で配慮いただきたいというふうに思います。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 本当の商品券の取り扱いについては、商工会員については、手数料ということで何%か多分徴収しております。それ以外の分については、例えば今回新しくできる店舗とか、Aコープについては手数料を取るかどうかというのは、すいませんちょっとまだ確認しておりません。その部分も踏まえて最大限努力したいと思っております。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 3番、西山です。今のプレミアム付商品券のお話ですけども、私どもの事業所にもお誘いがあって、その文の中に商品券、お客さんが商品券を使って当方の商品を買った場合に、それを換金する時に、確か手数料というか、宣伝費か何かで1%を差し引くというふうに表示してあったような気がするんですが、それが今言っていたことなんでしょうか。

それと新しくできる大型店とAコープの店舗に関する交渉というのは商工会のほうで行うんですか。そしてまだ決定はされていないということですか。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 今回の最初に言わせていただいたとおり議決がないと基本的に、事前にというのは、説明は若干はできますけども、契約以降ということは基本的にできないというように考えておりますし、店舗の詳細についても実は最近一覧表で来たような現状でありますので、事前にお知らせということで配られている部分ではないかと思っておりますけども、その辺の、どこに配ったとか、それから、どこと了解いただいたというのは、正確な部分ではちょっとまだいただいていないと。今回の議決をいただき、最終的な調整をさせていただくというのが、現時点での進め方ということであります。

以上です。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第26号の質疑を終了いたします。

次に、議案第27号の質疑を許します。平成27年度訓子府町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第27号の質疑を終了いたします。

以上をもって、質疑を終了いたします。

これより、一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。

まず、各案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 次に、各案に対する賛成討論の発言を許します。

10番、余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 10番、余湖です。議案第26号 平成26年度の一般会計補正予算の賛成討論をさせていただきます。

先ほどのプレミアム付商品券のことなんですけども、事前の話し合いの中で広告に関する割り振りとか、店屋に対する割り振りとか、そういう役割分担はしているということで、しかも数字も大きいですし、3割ということで非常にいい試みだと思っております。ただですね、今までもプレミアム付商品券については、何回かやっていますけども、商工会に委託しまして非常に事務的にも大変なところもあります。普段の業務をやりながら、今回数字も大きいですし、そういう意味では、大変じゃないかと思えます。その中で先ほど西山議員から出ましたように確かに販売店から1%という手数料を取るというようなこともあるんですけども、こと私が聞いた話によりますと、この4千万円の商品券を印刷するにあたっては、確かな話ではないですけど、大体4、50万円かかるんじゃないかと。そういうような話もあります。それでこの4、50万円という数字はやはり今回500円券、1千円券という二通りつくりますので、そういうことになってくるらしいんですね。先ほど課長の説明の中では、この券の印刷については商工会でということがはっきり言われましたので、この点についての、やはりこの数字の負担というのは商工会にとっては非常に大き過ぎるんじゃないかと思えますので、この点をよく今後の協議の中で考慮してあげてほしいなということをお願いした中で、全体的には非常にいい補正だと思いますので賛成させていただきます。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 次に、反対討論を許します。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 次に、賛成討論をお願いいたします。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより一括議題の議案第28号、議案第26号、議案第27号の採決をいたします。

反対討論のなかった案件については、一括採決をいたします。

議案第28号、議案第26号、議案第27号を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号、議案第26号、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議長（橋本憲治君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて、平成27年第2回訓子府町議会臨時会を閉会いたしたいと思います。

本日は大変ご苦勞様でございました。

閉会 午前10時33分